

定 款

津田駒工業株式会社

津田駒工業株式会社定款

第1章 総 則

第1条(商 号)

当社は、津田駒工業株式会社と称し、その英文名を TSUDAKOMA Corp.とする。

第2条(目 的)

当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。

1. 繊維機械の製造および販売
2. 工作機械ならびに工作機械完成部品の製造および販売
3. 精密工具ならびに測定器類の製造および販売
4. 自動車用および運搬機械用部品の製造および販売
5. 各種金型の製造および販売
6. 鋳造品の製造および販売
7. 複合素材に関する機器の製造および販売
8. 農業ならびに農業機器の製造および販売
9. その他一般機器類および部品の製造および販売
10. 前各号に附帯する一切の業務

第3条(所在地)

当社は、本店を金沢市に置く。

第4条(機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く。

第5条(公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は19,900,300株とする。

第7条(自己の株式の取得)

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条(単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条(単元未満株式についての権利)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条(株主名簿管理人)

- ① 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 11 条(株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条(招 集)

- ① 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から起算して、3 ヶ月以内に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集する。
- ② 社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役の一人がこれを招集する。
- ③ 株主総会は石川県で行なう。

第 13 条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年11月30日とする。

第 14 条(議 長)

- ① 株主総会の議長は、社長がこれに任ずる。
- ② 社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役の一人がこれに代る。

第 15 条 (決議の方法)

- ① 株主総会の決議は、法令ならびに本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
- ② 会社法第309条第2項に定める総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

第 16 条 (議決権の代理行使)

- ① 株主は議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- ② 株主または代理人は、代理権を証する書面を会社に差出さねばならない。

第 17 条 (議事録)

株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して、これを会社に備置く。

第 18 条 (電子提供措置等)

- ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条 (定員および選任)

- ① 当社の取締役は14名以内とし、株主総会において選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 取締役選任の決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条 (取締役会の招集権者および議長)

- ① 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し議長となる。
- ② 社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役の一人がこれに代る。
- ③ 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。
- ④ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

第22条(取締役会の権限および決議方法)

- ① 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。
- ② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。
- ③ 会社法第370条の規定により、取締役会の決議の目的である事項について取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第23条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名してこれを会社に備置く。

第24条(代表取締役および役付取締役)

- ① 取締役会はその決議によって会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役中より代表取締役を選定する。
- ② 取締役会はその決議をもって取締役中より会長1名、社長1名、副社長1名および専務取締役、常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。
- ③ 社長は社務を総轄し、社長に事故あるときは、副社長、専務取締役または常務取締役がこれに代る。

第25条(顧問および相談役)

当社は、取締役会の決議により顧問または相談役を置くことができる。

第26条(報酬等)

取締役の報酬その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第27条(取締役の責任軽減等)

- ① 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条(定員および選任)

- ① 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。
- ② 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

第29条(任期)

- ① 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条(監査役会の招集通知)

- ① 監査役会は、各監査役がこれを招集する。
- ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。
- ③ 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。

第31条(監査役会の権限および決議方法)

- ① 監査役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。
- ② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

第32条(監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

第33条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

第34条(報酬等)

監査役の報酬、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。

第35条(監査役の責任軽減等)

- ① 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- ② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第36条(選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条(任期)

- ① 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第38条(事業年度)

当社の事業年度は1年とし、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

第39条(剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は毎年11月30日とする。

第40条(中間配当)

当社は取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条(配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

(附則)

- ① 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ② 本附則は、前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日にこれを削除する。

昭和 38 年 7 月 改訂
昭和 42 年 1 月 改訂
昭和 43 年 1 月 改訂
昭和 47 年 1 月 改訂
昭和 50 年 1 月 改訂
昭和 51 年 2 月 改訂
昭和 57 年 2 月 改訂
平成 4 年 2 月 改訂
平成 6 年 2 月 改訂
平成 11 年 2 月 改訂
平成 12 年 2 月 改訂
平成 14 年 2 月 改訂
平成 15 年 2 月 改訂
平成 16 年 2 月 改訂
平成 19 年 2 月 改訂
平成 21 年 2 月 改訂
平成 23 年 2 月 改訂
平成 24 年 2 月 改訂
平成 28 年 2 月 改訂
平成 30 年 6 月 改訂
令和 5 年 2 月 改訂